

役員報酬に関する規定

(総 則)

第1条 この規定は、定款第28条（報酬）に関し必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第2条 役員（「常任理事」をいう。）には報酬を支給する。

2 報酬の種類は、俸給および通勤手当とする。

(給与の支給)

第3条 俸給および通勤手当は、その月の月額的全額を毎月15日に支給する。支給日が本会の休日に該当するときは、その前日に支給する。

(俸 給)

第4条 俸給月額は、次のとおりとする。

500,000円

2 俸給月額は、前項の俸給月額を上限としたうえ、役員の常勤日数、職務内容等を勘案し、運営企画会議の議を経て会頭が定めるものとする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、事務局職員の通勤手当算出方法に準じて支給する。

(報酬の支払方法)

第6条 役員報酬は、その全額を予め届け出のあった預金口座に振り込み支払いするものとする。

ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給するものとする。

(退職金)

第7条 役員には退職金を支給する。

2 役員退職金の額は、在職期間1年につき、退任の日における俸給月額の0.5ヶ月分とする。

付 則

- 1 本規定は、平成17年9月15日から施行する。
- 2 本規定は、平成21年4月1日より変更、実施する。
- 3 本規定は、平成24年4月1日より変更、実施する。
- 4 本規定は、平成28年4月1日より変更、実施する。